

○瑞浪市夢づくり地域交付金交付規則

平成20年 2 月 1 日規則第 4 号

改正

平成23年 2 月21日規則第 6 号
平成27年 2 月 3 日規則第 4 号
平成27年 6 月25日規則第36号
平成29年 3 月 7 日規則第 5 号
令和 2 年 1 月24日規則第 5 号

瑞浪市夢づくり地域交付金交付規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地域が自ら考え、自ら行うまちづくりの活動を支援するため、瑞浪市まちづくり基本条例（平成27年条例第 2 号）第 8 条第 1 項に規定するまちづくり推進組織（以下「まちづくり推進組織」という。）に対し、予算の範囲内において交付する夢づくり地域交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 1 条の 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通常事業 次のいずれかに該当する事業をいう。

- ア 防災・防犯に関する事業
- イ 青少年育成に関する事業
- ウ 子育て支援に関する事業
- エ 健康づくりに関する事業
- オ 高齢者等の福祉に関する事業
- カ 環境美化に関する事業
- キ 男女共同参画に関する事業
- ク 歴史・文化資源の保存に関する事業
- ケ まちづくり推進組織の強化に関する事業
- コ 地域振興に関する事業
- サ 人口減少対策・定住促進に関する事業
- シ 他のまちづくり推進組織と合同で行う事業
- ス 若者又は学校と協働で行う事業

(2) ステップアップ事業 地域の課題解消や活性化のために効果の高い事業で、一時的に多大な事業費が必要となる事業又は地域が継続的に実施する通常事業をさらにステップアップさせる事業をいう。

(交付対象団体)

第 2 条 交付金の支給対象となる団体は、まちづくり推進組織とする。

(交付金対象事業)

第 3 条 交付金の対象となる事業は、通常事業及びステップアップ事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は、交付金の交付対象事業としないものとする。

- (1) 市が実施する事業と重複する事業
- (2) その他市長が適当でないと認めた事業

3 事業の実施期間は、その年度の 3 月31日までとする。

(交付金対象経費及び交付金の額)

第 4 条 交付金対象経費は、前条に規定する事業に要する経費のうち、次に掲げる経費を除いた経費とする。

- (1) まちづくり推進組織等の経常的な運営のための経費
- (2) 施設等の設置及び維持又は管理のための経費で、継続的な事業の実施に係るものとは認められないもの
- (3) 継続的な人材の雇用及びこれに準ずる経費
- (4) 事業の実施に際し、客観的に必要性が認められない経費

2 第1条の2第2号シに規定する事業については、当該事業に要する経費から前項各号に掲げる経費及び当該事業に対しまちづくり推進組織が充当した通常事業分の交付金の額を除いた経費に対し交付金を加算することができる。ただし、当該加算については、各まちづくり推進組織につき1事業とする。

3 交付金の額は、別表に定める各区分の額を超えない額とする。

(基金造成)

第5条 通常事業の実施について、基金を造成できるものとする。

2 前項の基金の造成期間は連続する5か年までとし、前条に規定する交付金額の2分の1を限度とする。

(交付金の交付申請)

第6条 まちづくり推進組織は、交付金の交付を受けようとするときは、夢づくり地域交付金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) まちづくり推進組織の規約

(3) まちづくり推進組織の総会資料(市長が指定する期日までに総会が開催されない場合においては、確約書(様式第3号))

(4) 区長会による夢づくり地域交付金事業実施承認書(様式第4号)

(5) その他市長が必要とする書類

(交付金の交付の条件)

第7条 市長は、交付金の交付の決定をする場合において、交付金の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付けるものとする。

(1) 事業内容の著しい変更をしようとするときは、市長の承認を受けること。

(2) 複数の事業を実施する場合において、その事業間で第4条第2項に規定する加算額を除いた通常事業分の交付金の10パーセントを超えて流用しようとするときは、市長の承認を受けること。

(3) 10パーセントを超えて交付金を減少しようとするときは、市長の承認を受けること。

(4) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(5) 基金を造成した場合においては、次によること。

ア 一会計年度において造成した基金の処分は、翌会計年度以降5年以内に行うこと。

イ 基金造成時の基金運用・処分計画を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ウ 基金造成時の基金の処分計画に示された期間内に基金造成による事業が完了しない場合又は基金造成による事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告しその指示に従うこと。

エ 基金の運用益は、当該基金に編入すること。

オ 基金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により保管しなければならない。

(6) その他市長が必要と認める事項

(決定の通知)

第8条 市長は、第6条の規定により交付金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る交付金を交付するものと決定したときは、夢づくり地域交付金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(審査会)

第9条 市長は、前条の審査を行うときは、瑞浪市夢づくり地域交付金等事業審査会に諮るものとする。

(事業内容の変更)

第10条 まちづくり推進組織は、第7条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 第7条第4号の規定により市長の承認を受けようとするときは、事業計画中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 まちづくり推進組織は、事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して30日を経過し

た日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、夢づくり地域交付金実績報告書（様式第8号）に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 実績書（様式第9号）
- (2) 活動記録等の資料
- (3) 帳簿の写し
- (4) 通帳の写し
- (5) 契約書の写し（1件の支払額が50万円を超える場合に限る。）
- (6) その他市長が必要とする書類

2 まちづくり推進組織は、基金を造成した場合、前項の報告とは別に、基金造成・運用・処分実績報告書（様式第10号）により、毎年度当該基金の造成、運用、処分等について市長に報告するものとする。

（交付金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（交付金の交付）

第13条 まちづくり推進組織は、交付金の額の確定後、次に掲げる書類を市長に提出し、交付金の交付を受けるものとする。

- (1) 夢づくり地域交付金交付請求（精算）書（様式第12号）
- (2) その他市長が必要とする書類

（交付金の概算払）

第14条 まちづくり推進組織は、事業の遂行上必要なとき、概算払で交付金の交付を受けることができる。

2 前項の場合、まちづくり推進組織は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 夢づくり地域交付金概算払請求書（様式第13号）
- (2) その他市長が必要とする書類

3 概算払を受けたまちづくり推進組織は、夢づくり地域交付金請求（精算）書（様式第12号）を第11条に規定する夢づくり地域交付金実績報告書に添えて市長に提出しなければならない。

（交付金の返還）

第15条 市長は、まちづくり推進組織が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 交付の条件に違反したとき。
- (2) 提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 事業の実施方法が不相当と認められるとき。

（状況報告）

第16条 まちづくり推進組織は、市長の求めに応じ、交付金を受けて行う事業等の遂行状況の報告をしなければならない。

（書類、帳簿等の整理及び保管）

第17条 まちづくり推進組織は、当該交付金にかかる事業と他の事業との会計を明確に区別して管理しなければならない。

2 まちづくり推進組織は、経費の支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月21日規則第6号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月3日規則第4号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月25日規則第36号）

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月7日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の瑞浪市夢づくり地域交付金交付規則の規定は、平成29年度以後の年度分の交付金について適用し、平成28年度分までの交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年1月24日規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の第7条第3号の規定は、公布の日から施行し、令和元年度の交付金実績報告から適用する。

別表（第4条関係）

対象事業	交付金の区別	限度額
通常事業	均等割	当該年度の夢づくり地域交付金のうち通常事業分予算額に100分の50を乗じ、8で除した金額（1,000円未満切捨て）
	人口割	当該年度の夢づくり地域交付金のうち通常事業分予算額に100分の50を乗じて得た額に、当該年を含む過去5年の1月1日現在の地区の平均人口を乗じ、瑞浪市の平均総人口で除して得た金額（1,000円未満切捨て）
	第4条第2項に規定する交付金の加算	30万円
ステップアップ事業	ステップアップ事業に係る交付金	1事業につき300万円